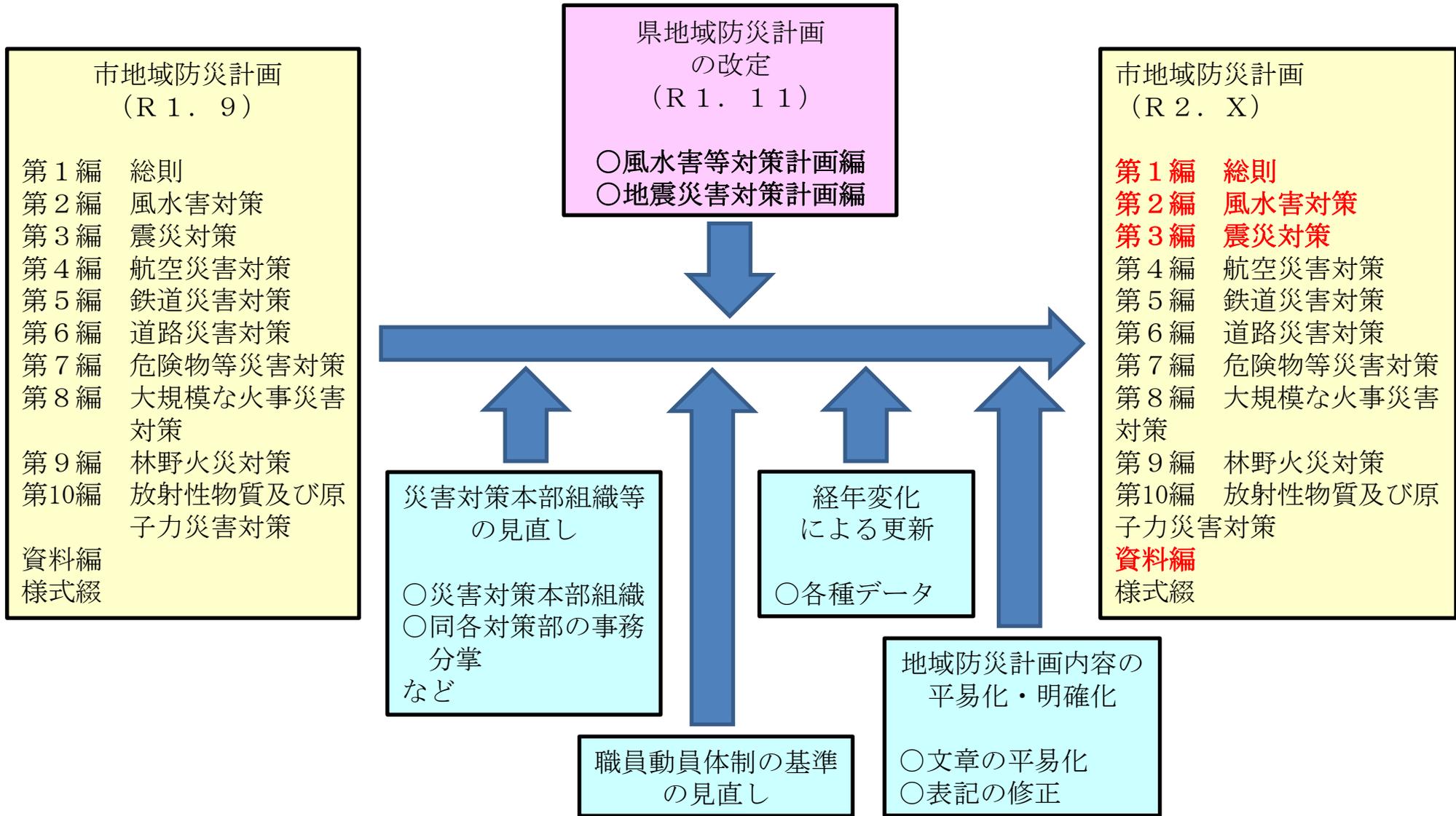


地域防災計画の改定について

市の地域防災計画を、県の地域防災計画の改定（令和元年11月）に合わせた修正をするとともに、市の災害対策本部の組織を災害に対応する対策部・班による編成から現有部組織を基本とした部・班編成に見直し、それに合わせて各班の事務分掌を見直したこと、職員の動員体制について見直したこと、各種データの経年変化による修正をしたこと等について報告するもの。

市地域防災計画改正（令和2年）の考え方



1 茨城県地域防災計画改定（令和元年11月）の概要

(1) 改定の背景

(2) 主要な改定項目

ア 水害・土砂災害からの避難対策の推進

イ 大規模災害への備えの強化

ウ その他（防災体制の強化）

茨城県地域防災計画改定（令和元年11月）の概要

（地震災害対策計画編・風水害等対策計画編）

I 改定の背景

- 1 防災基本計画の改定（平成30年6月及び令和元年5月）
平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に係る改定など
- 2 県の最新の取組を計画に位置付け
県が策定した「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」や「茨城県風水害対策検討懇話会報告」を踏まえた風水害対策に係る改定、
県地震被害想定の見直しを踏まえた震災対策に係る改定及び県が作成した「災害時における人的被害情報の公表方針」を踏まえた改定

II 主要な改定項目

1 水害・土砂災害からの避難対策の推進

- ① 避難勧告等の発令基準の設定等
 - 県の避難勧告等の発令に係る基本的考え方、5段階の警戒レベルを計画に位置付け
(市町村の発令基準の明確化、早期の発令、住民の早期行動の促進)
 - 市町村の中小河川に係る具体的な避難勧告等の発令基準の策定促進
- ② 避難行動等についての県民の理解促進等
 - 「自らの命は自らが守る」という意識の普及啓発や地域の災害リスク、適切な避難行動等の周知
(マイ・タイムライン等の普及啓発、気象庁ワークショップの実施等)
- ③ 災害情報の確実な伝達
 - 多様な情報伝達手段を用いた災害情報の提供
(Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリなど)
- ④ その他
 - 農業用ため池に係る緊急連絡体制の整備、ハザードマップの作成・周知など安全対策を推進

2 大規模災害への備えの強化

- ① 地震被害想定の7つの想定地震の位置付け
 - 「本県に被害をもたらす可能性のある地震」として設定
- ② 公的備蓄の見直し
 - 国のプッシュ型支援の考え方や緊急輸送道路の復旧見込み等を踏まえた公的備蓄目標量の見直し（2日分→3日分）
 - 備蓄品目の多様なニーズへの対応
(粉・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレトペーパーの追加)

3 その他（防災体制の強化）

- ① 行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名の公表
 - 生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表
- ② 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣
 - 医師、保健師、管理栄養士等により構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の被災地への応援派遣
- ③ 防災ボランティア団体との連携等
 - 中間支援組織を含めた連携体制の構築、行政・NPO・ボランティア等の連携による情報共有会議の整備・強化
- ④ 河川流域関係者間の密接な連携
 - 減災対策協議会等を活用し、国、県、市町村、防災関係機関等の多様な関係者間の連携強化

2 改定の主な内容

(1) 共通事項

ア 県地域防災計画の改正に伴う修正

県の地域防災計画の改正内容に合わせて、市の防災計画を修正

イ 市組織の改編による課名の変更

観光商工課→観光課、下水道課・水道課→上下水道課

ウ 表記の修正及び文章の平易化

表記を県指定のものとするとともに、文章を分かりやすく修正

エ 各種データを最新の情報に修正

市の現況などの各種データを最新の情報に更新

オ 重複する記述の省略

複数の編で同じ内容の記述がある場合、参照する部位を示して重複する記述を省略

(2) 第1編 総則

配備基準の修正

県地域防災計画の改正に伴い、風水害及び地震災害における配備基準を修正

(3) 第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画

ア 第2節 動員計画

(ア) 災害対策本部組織及び各部等の事務分掌等の見直し

本部員（各部長等）の任務区分を明確にして指揮・指導を容易にするため、災害対策本部組織を見直すとともに、各部等の事務分掌及び責任者を見直し

(イ) 職員動員体制の基準の見直し

県の職員動員体制の基準に合わせるとともに、より実効性のある配備人員にするため、職員動員体制の基準を見直し

イ 第11節 避難計画

(ア) 指定避難所の追加・修正

新型コロナウイルス感染症対策のため指定避難所の場所を増やすとともに、指定避難所の名称の変更に合わせた

(イ) 福祉避難所に関する記述の追加

福祉避難所に関する事項が未記述のため、記述

(4) 第3編 震災対策 第2章 震災応急対策計画

ア 第2節 動員計画

(ア) 災害対策本部組織及び各部等の事務分掌等の見直し

本部員（各部長等）の任務区分を明確にして指揮・指導を容易にするため、災害対策本部組織を見直すとともに、各部等の事務分掌及び責任者を見直し

(イ) 職員動員体制の基準の見直し

県の職員動員体制の基準に合わせて、職員動員体制の基準を見直し

災害対策本部組織等の見直し (災害対策本部組織、事務分掌)

1 目的

災害対応業務における本部員（各部長等）の任務区分を明確にし、災害対応に関する指揮・指導を容易にするため、災害対策本部組織を災害対策部組織から現有部組織に変更する。また、それに伴い各部等の事務分掌を見直す。

2 利点・欠点

(1) 利点

- ア 各本部員等の災害対策業務における任務区分が明確化し、職員に対する指揮・指導が容易になる。
- イ 現有編成での対応のため、災害時の体制から平時の体制への移行の際、編成換えなどが必要無くなり、逐次の業務の移行が容易となる。

(2) 欠点

- ア 各部ごとに同一内容の業務（避難所開設・運営など）を実施することがあるため、全体としての統制が取れない可能性がある。
- イ 部ごとの災害対処業務内容の繁閑に差があり、災害対処業務の忙しい部と忙しくない部ができてしまう可能性がある。

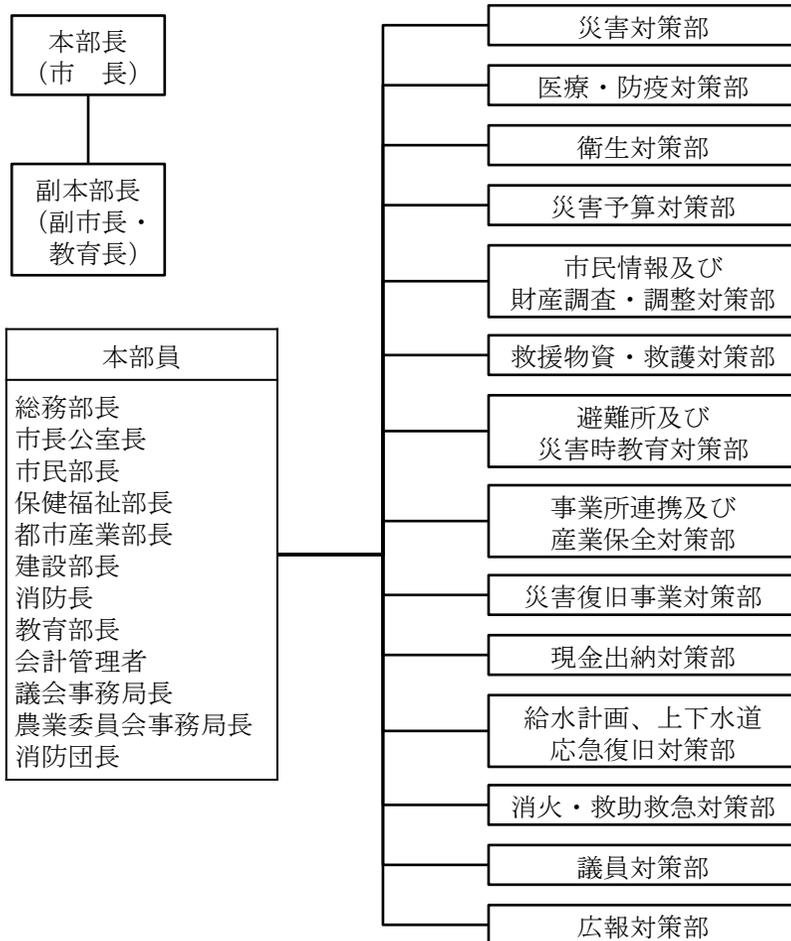
3 対策・処置

- (1) 同一内容の業務については災害対策本部でよく調整し、各部の業務に統制が取れるようにする。
- (2) 災害時の対応人員数については災害対策本部で調整を実施し、災害発生時に人員に余裕のある部から多忙な部に支援要員を差し出すようにする。

災害対策本部組織の見直し

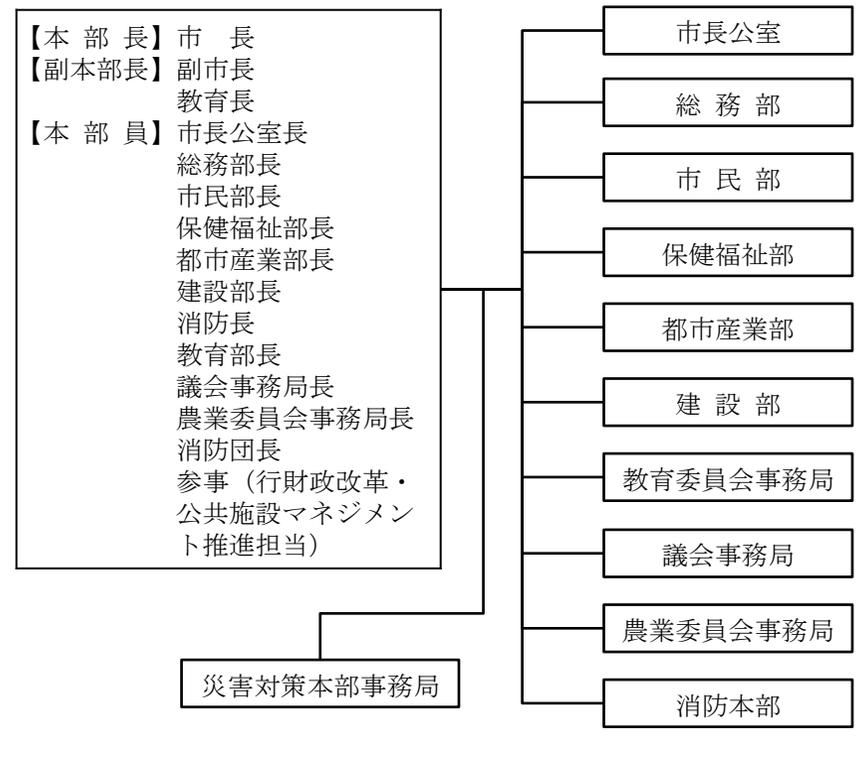
現在の災害対策本部組織

- 1 災害時の応急対策・復旧業務に対応した対策部をもとにした編成
- 2 利点：災害対応業務ごとの対策部となり、各業務ごとの統制が容易



災害対策本部組織の改正案

- 1 現有行政組織をもとにした編成
- 2 利点：各本部員による指揮・指導が容易
災害時体制から平時体制への移行が容易



事務分掌の見直し

現在の事務分掌

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室 監査委員事務局	総務課 政策経営課 情報広報課 地域未来投資推進課 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関する事 2. 国、県等からの情報収集に関する事 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関する事 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関する事 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関する事 6. 県に対する報告及び要望の作成に関する事 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関する事 8. 消防、水防対策に関する事 9. 災害時における人員の動員及び調整に関する事 10. 職員の非常招集に関する事 11. 帰宅困難者に関する事
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康づくり増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療担当会議に関する事 2. 医療スタッフによる応急救護に関する事 3. 救急患者の収容及び診療助産に関する事 4. 医療材料の調達及び供給に関する事 5. 他の病院への応援依頼に関する事 6. 地区医師会との連絡調整に関する事 7. 職員の被害状況の把握と対策に関する事 8. 災害地の防疫に関する事 9. 心のケアに関する事
衛生対策部	市民部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ収集及び処理に関する事 2. 衛生関係災害の調査に関する事 3. 災害地の清掃に関する事 4. かねきの収集及び処理に関する事 5. ペットの飼育指導に関する事 6. 仮設トイレの手配及び設置に関する事
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 政策経営課 (部外組織含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予算に関する事 2. 物品の調達及び供給に関する事(義援物資を含む) 3. 災害に伴う市税等の減免に関する事 4. 市有財産の災害調査に関する事 5. 市所有車両の配車に関する事 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関する事 7. 燃料の確保に関する事
市民情報及び財産調査・調整対策部	総務部 市民部	税務課 納税課 国保年金課 市民課 市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等からの災害情報収集に関する事 2. 災台帳の作成に関する事 3. 災証明に関する事 4. 電話対応に関する事 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関する事 2. 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 4. 保育対策に関する事 5. 避難所の設置及びその指導に関する事 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関する事 7. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関する事 8. 死体の搜索処理、埋葬の実施及びその指導に関する事



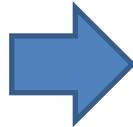
事務分掌の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
災害対策本部		○本部長 ○副本部長 ○本部長	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害状況、対応状況等の災害対策活動の総合調整に関する事 ② 避難勧告・指示、退去の協議、発令 ③ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関する事 ④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑤ 公費負担等に関する事 ⑥ 災害応急対策に要する経費の処理に関する事 ⑦ 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 ⑧ 本部の廃止に関する事 ⑨ 災害救助法等の適応協議に関する事 ⑩ 県災害対策本部との協議に関する事 ⑪ 災害時における人員の動員及び調整に関する事 ⑫ 職員の非常招集に関する事 ⑬ 消防、水防対策に関する事 ⑭ 帰宅困難者に関する事 ⑮ その他、災害発生時の防衛、又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関する事
災害対策本部事務局	本部事務局班	◎総務課 ○地域未来投資推進課 ○政策経営課 ○情報広報課 ○会計課 ○監査委員事務局 ○行財政改革・公共施設等マネジメント推進室 ○市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部会議に関する事 ② 災害情報の収集及び被害の取り纏めに関する事 ③ ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関する事 ④ 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関する事 ⑤ 国、県等からの情報収集に関する事 ⑥ 市民等からの災害情報収集に関する事 ⑦ 電話対応に関する事 ⑧ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援要請の取り纏めに関する事 ⑨ 物品の調達及び供給に関する事(義援物資を含む) ⑩ 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関する事 ⑪ 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の供与及びその指導に関する事 ⑫ 救助物資資材等の輸送に関する事 ⑬ 救助物資等集積地点の開設及び運営に係る受援に関する事 ⑭ 災害関係費の出納に関する事 ⑮ 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 ⑯ その他出納業務に関する事
	危機管理班	○総務課(危機管理担当) (企画監含む)	<ol style="list-style-type: none"> ① 県に対する報告及び要望の作成に関する事 ② 災害情報の収集に関する事 ③ 災害対策本部立ち上げの伺いに関する事 ④ 災害対策本部事務局に関する事 ⑤ 各部長等(災害対策本部員)に対する参集指示に関する事 ⑥ 本部長及び副本部長の補佐に関する事 ⑦ 災害対策本部の全般統制に関する事 ⑧ 関係機関・災害対策本部会議への参加要請に関する事 ⑨ 茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム(Lアラート)に関する事 ⑩ 砂防の災害調査に関する事
市長公室	秘書班	◎政策経営課	<ol style="list-style-type: none"> ① 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 ② マスコミとの連絡調整に関する事 ③ 本部長特命事項に関する事
	財政班	○政策経営課	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害予算に関する事

事務分掌の見直し

現在の事務分掌

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
救援物資・ 救援対策部 (つづき)	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	9. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 10. 県災害救助対策協議会との連絡に関する事 11. 救助物資資材等の輸送に関する事 12. り災者の医療救護に関する事 13. 災害ボランティアに関する事 14. 避難所の開設及び運営管理に関する事
避難所及び 災害時教育 対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の被害状況調査及び対策に関する事
事業所連携 及び産業保全 対策部	都市産業部 農業委員会事務 局	農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労働者の確保及び供給に関する事 5. り災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事 16. 避難所の開設及び運営管理に関する事
災害復旧事業 対策部	都市産業部 建設部	都市整備課 道路課	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理 計画に関する事 8. 阻害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納 対策部	会計課	会計課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、 上下水道応急 復旧対策部	建設部	水道課 下水道課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関する 事 6. 下水道の災害調査及び復旧に関する事



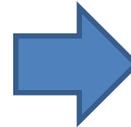
事務分掌の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
市長公室 (つづき)	広報班	◎情報広報課	① 市民等への広報に関する事 ② その他広報に関する事
	商工班	地域未来投資推進課	① 商工業の災害関係の調査に関する事 ② 災害地の商工業の指導に関する事 ③ 災害救助に係る労働者の確保及び供給に関する事 ④ 企業への災害復旧資金の融資に関する事 ⑤ り災者の就職斡旋に関する事 ⑥ 救助用物資の斡旋に関する事 ⑦ 救助用食料の斡旋に関する事
総務部	職員班	○総務課	① 職員の被害状況の把握と対策に関する事
	管財班	◎検査管財課	① 市有財産の災害調査に関する事 ② 市所有車両の配車に関する事 ③ 庁舎等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 燃料の確保に関する事
	調査班	◎税務課 ○納税課	① 住家の被害状況の調査 ② り災証明に関する事 ③ り災台帳の作成に関する事 ④ 災害に伴う市税等の減免に関する事 ⑤ 住家の被害状況の調査に係る受援に関する事 ⑥ り災証明に係る受援に関する事
市民部	市民班	◎市民協働課 ○市民課 ○国保年金課	① 市民等からの災害情報収集に関する事 ② 電話対応に関する事 ③ 避難所(働く女性の家)の開設及び運営管理に関する事 ④ 避難所の運営に係る受援に関する事
	環境衛生班	◎生活環境課	① ごみ収集及び処理に関する事 ② 災害地の清掃に関する事 ③ がれきの収集及び処理に関する事 ④ 仮設トイレの手配及び設置に関する事 ⑤ 衛生関係災害の調査に関する事 ⑥ ペットの飼育指導に関する事 ⑦ 一般・産業廃棄物処理に係る受援に関する事
保健福祉部	社会福祉班	◎社会福祉課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営管理に関する事 ⑥ 福祉避難所の運営に係る受援に関する事 ⑦ 避難所の設置及びその指導に関する事 ⑧ 災害ボランティアに関する事 ⑨ 死体の搜索処理、埋葬の実施及びその指導に関する事 ⑩ 応急仮設住宅の災害り災者の援助に関する事
	介護福祉班	◎介護長寿課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 避難所(あじさい館)の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事
	児童福祉班	◎子ども家庭課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設(児童館・大塚ふれあいセンター)の被害調査 及び援護に関する事 ④ 避難所(新治児童館)の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事
保育班	○子ども家庭課	① 保育対策に関する事	

事務分掌の見直し

現在の事務分掌

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
消火・救助救急対策部	消防本部	消防総務課 警防課 予防課 西消防署 東消防署 各消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市長公室	政策経営課 情報広報課 地域未来投資推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事



事務分掌の改正案

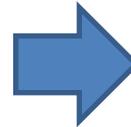
部等名	班名	担当課等	事務分掌
保健福祉部 (つづき)	医療対策班	◎健康づくり増進課	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害地の防疫に関する事 ② 医療スタッフによる応急救護に関する事 ③ 救急患者の収容及び診療助産に関する事 ④ 医療材料の調達及び供給に関する事 ⑤ 医療担当会議に関する事 ⑥ 他の病院への応援依頼に関する事 ⑦ 地区医師会との連絡調整に関する事 ⑧ 被災者の医療救護に関する事 ⑨ 心のケアに関する事 ⑩ 避難所(かすみがうらウエルネスプラザ)の開設及び運営管理に関する事 ⑪ 避難所の運営に係る受援に関する事 ⑫ 健康・保健活動(保健師、管理栄養士等の派遣)に係る受援に関する事
都市産業部	農林水産班	◎農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> ① 農作物の災害調査に関する事 ② 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 ③ 林業関係の災害調査に関する事 ④ 家畜の災害対策に関する事 ⑤ 家畜の飼育供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ⑦ 災害農作物の技術対策に関する事 ⑧ 耕地の災害対策に関する事 ⑨ 農地、農業用施設における災害復旧に係る協力要請に関する事
	観光班	◎観光課	<ol style="list-style-type: none"> ① 観光施設等の被害調査及び復旧に関する事 ② 避難所(農村環境改善センター)の開設及び運営管理に関する事 ③ 避難所の運営に係る受援に関する事
	都市整備班	◎都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> ① 民間家屋の危険度判定に関する事 ② 警戒・危険区域への立入り制限・禁止及び区域外への退去命令に関する事 ③ 公園等の被害状況調査に関する事 ④ 応急仮設住宅の設置に関する事 ⑤ 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 ⑥ 道路(土浦千代田工業団地内)の冠水時の対策に関する事 ⑦ 開発関係の災害の調査に関する事 ⑧ 被災建築物応急危険度判定に係る受援に関する事 ⑨ 被災宅地危険度判定に係る受援に関する事
建設部	土木班	◎道路課	<ol style="list-style-type: none"> ① 土木機械の運用に関する事 ② 土木災害の情報に関する事 ③ 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 ④ 河川の災害調査及び復旧に関する事 ⑤ 障害物の除去の実施及びその指導に関する事 ⑥ 道路及び河川等における災害復旧に係る協力要請に関する事
	下水道班	◎上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> ① 下水道施設(雨水幹線含む。)の災害調査及び復旧に関する事 ② 下水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
	上水道班	◎上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> ① 応急給水に関する事 ② 応急給水に係る受援に関する事 ③ 給水源の確保に関する事 ④ 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑤ 上水道施設における災害復旧に係る受援に関する事

事務分掌の見直し

現在の事務分掌

事務分掌の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
教育委員会	庶務班	◎学校教育課 ○生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 教育施設の被害調査及び復旧に関する事 ② 児童・生徒の安全確認に関する事 ③ 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 ④ 文化財の被害調査及び復旧に関する事
	避難所班	○学校教育課 ◎生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 避難所の開設及び運営管理に関する事 ② 避難所の運営に係る受援に関する事
消防本部		◎消防総務課 ○警防課 ○予防課 ○西消防署 ○東消防署	① 消防対策会議に関する事 ② 水防業務に関する事 ③ 被災家屋からの人命救助に関する事 ④ 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 ⑤ 消防（緊急消防援助隊）派遣要請に関する事 ⑥ ヘリコプターの派遣要請に関する事 ⑦ 消火活動や救助活動に係る協力要請に関する事 ⑧ 災害情報の収集連絡に関する事 ⑨ 被害状況の把握及び記録集計に関する事 ⑩ 避難誘導に関する事 ⑪ 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑫ その他消防に関する事
議会事務局		○議会事務局	① 市議会議員の安否確認に関する事 ② 災害に対する議員活動に関する事 ③ 市議会議員との連絡調整に関する事
農業委員会事務局		○農業委員会事務局	① 委員の安否確認に関する事 ② 会長・会長代理への連絡調整に関する事



災害対策本部の責任者等の見直し

現在の責任者等

第2編 風水害対策

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

4. その他

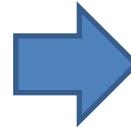
・各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。

・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることのできない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

・本部長が配備の特例としては、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができる。

・また、各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。

・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。



責任者等の改正案

第2編 風水害対策

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

4. その他

(1) 総務部長は、災害対策本部事務局の各班の指揮統制を行うものとする。

(2) 各部長等は、掌握する部等の各班等の指揮統制を行うものとする。また、災害対応業務実施にあたり人員に不足が見積られる場合は、他の部等から必要な人員の支援を受け、その職員も合わせて指揮統制するものとする。

(3) 各班等の責任者は次のとおりとし、災害時にその職にあたることのできない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは各部長等が任命する職員がこれにあたるものとする。

(4) 本部長が、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合は、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができるものとする。

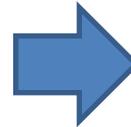
(5) 各部長等は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し災害対策本部の設置を要請することができるものとする。

(6) 本部長は、災害対策本部の設置要請があったときは、本部員を招集し、対策を協議するものとする。

災害対策本部の責任者等の見直し

現在の対策部の対策部長(責任者)

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	千代田庁舎	政策経営課長	地域未来投資推進課長(部外組織含む)
	霞ヶ浦庁舎	情報広報課長	
総務部	総務課長		検査管財課長、税務課長、納税課長
市民部	千代田庁舎	市民課長	国保年金課長
	霞ヶ浦庁舎	市民協働課長	生活環境課長
保健福祉部(福祉事務所)	社会福祉課長		介護長寿課長、健康づくり増進課長、子ども家庭課長
都市産業部	都市整備課長		農林水産課長、観光商工課長
建設部	道路課長		下水道課長、水道課長
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
監査委員事務局	監査委員事務局長		
消防本部	消防総務課長		



各班等の責任者の改正案

部署名	班名	班長(責任者)	備考(次責任者)
災害対策本部事務局	本部事務局班	総務課長	企画監(行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当)
	危機管理班	総務部企画監(危機管理担当)	総務課課長補佐(危機管理担当)
市長公室	秘書班	政策経営課長	秘書室長
	財政班	政策経営課課長補佐(財政担当)	政策経営課財政担当係係長
	広報班	情報広報課長	情報広報課課長補佐
総務部	商工班	地域未来投資推進課長	地域未来投資推進課課長補佐
	職員班	総務課課長補佐(人事給与担当)	総務課職員担当係長
	管財班	検査管財課長	検査管財課課長補佐
市民部	調査班	税務課長	納税課長
	市民班	市民協働課長	国保年金課長
	環境衛生班	生活環境課長	生活環境課課長補佐
保健福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課課長補佐
	介護福祉班	介護長寿課長	介護長寿課課長補佐
	児童福祉班	子ども家庭課長	大塚児童館長
	保育班	子ども家庭課課長補佐	やまゆり保育所長
都市産業部	医療対策班	健康づくり増進課長	健康づくり増進課課長補佐
	農林水産班	農林水産課長	農林水産課課長補佐
	観光班	観光課長	観光課課長補佐
建設部	都市整備班	都市整備課長	都市整備課課長補佐
	土木班	道路課長	道路課課長補佐
	下水道班	上下水道課長	上下水道課課長補佐(下水道担当)
上水道班	上下水道課課長補佐(上水道担当)		
教育委員会	庶務班	学校教育課長	教育指導室長、歴史博物館長
	避難所班	生涯学習課長	スポーツ振興課長 学校教育課課長補佐(教育施設担当)
消防本部	消防総務課長		警防課長
議会事務局	議会事務局長補佐		議会事務局庶務調査担当係長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長補佐		農業委員会農地担当係長

職員動員体制の基準の見直し

1 第2編 風水害対策

1 目的

第2章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 に示す「職員動員体制の基準」を、タイムラインに合わせて明確化し、発災時の職員動員の判断を容易にする。

2 修正内容

(1) 配備基準の明確（定量）化

第2節 動員計画 に示す「職員動員体制の基準」の「配備基準」に、同章 第8節 水防計画 3項 防災行動計画（タイムライン）による対策に示す【霞ヶ浦】及び【恋瀬川】の水位を追記

(2) 体制区分の細分化

第8節 水防計画 第3項 防災行動計画（タイムライン）による対策に示す【霞ヶ浦】及び【恋瀬川】の水位に合わせ、非常体制を第1と第2とに分ける。

(3) 配備人員の適正化

配備人員の内容を、災害等への対応が可能な人員に修正

現在の「職員動員体制の基準」

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課	
警戒体制（第1）	①大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「 <u>実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u> 」のとき ③その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課 ・情報広報課 ・道路及び施設管理の担当課 ・避難所開設運営の担当課 （必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	①大雨（大雪）、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。または、局地的災害は発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき。 ②土砂災害警戒情報があったとき ③土砂災害に関するメッシュ情報で「 <u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u> 」のとき ④その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・全課の管理職を配備 （必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	災害警戒本部を設置
非常体制	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき、又は、市長が必要と認めたとき。	・全職員を配備	災害対策本部を設置

「職員動員体制の基準」の改正案

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	① 大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表され、 <u>警報発令の可能性が高い</u> とき ② その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	総務課（ <u>情報広報課、道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課において連絡調整を行う人員は連絡を受けられる態勢</u> ）	
警戒体制（第1）	① 大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ② <u>霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が1.5m（消防団待機水位）となる場合</u> ③ <u>恋瀬川の石岡水位観測所の水位が2.6m（消防団待機水位）となる場合</u> ④ その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	総務課、情報広報課、道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課の人員 （必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	① <u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」のとき</u> ② <u>霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.1m（氾濫注意水位）となる場合</u> ③ <u>恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3.0m（氾濫注意水位）となる場合</u> ④ その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき		災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制（第1）	① <u>大雨（大雪）、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。又は、局地的災害は発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき</u> ② <u>土砂災害警戒情報があったとき</u> ③ <u>霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.5m（避難判断水位）となる場合</u> ④ <u>恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3.7m（避難判断水位）となる場合</u> ⑤ <u>その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき</u>	警戒体制の人員及び全課の管理職 （必要な人員等は状況に応じて部内で定める）	災害対策本部を設置
非常体制（第2）	① <u>広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき</u> ② <u>霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2.6m（氾濫危険水位）となる場合</u> ③ <u>恋瀬川の石岡水位観測所の水位が4.2m（氾濫危険水位）となる場合</u> ④ <u>市長が必要と認めたとき</u>	全職員を配備	災害対策本部を設置

職員動員体制の基準の見直し

2 第3編 地震対策

1 目的

第2章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 に示す「職員動員体制の基準」を、県地域防災会議の基準に統一する。

2 修正内容

(1) 連絡配備

「東海地震の観測情報」を、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、調査を開始したとする情報」に修正

(2) 警戒体制（第1）

「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき」を追記

(3) 警戒体制（第2）・非常体制

「東海地震」に関する記述を削除

現在の「職員動員体制の基準」

体制区分	配備基準	配置人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①市域で震度4を記録したとき ② <u>東海地震の観測情報</u> が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	・総務課	
警戒体制(第1)	①市域で震度5弱を記録したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	・総務課・情報広報課 ・ <u>道路及び施設管理担当課</u> (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制(第2)	①市域で震度5強を記録したとき ② <u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・ <u>全課の管理職</u> を配備(必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	災害警戒本部を設置
非常体制	①震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ② <u>東海地震の警戒宣言が発表されたとき</u> ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・ <u>全職員</u> を配備	災害対策本部を設置

「職員動員体制の基準」の改正案

体制区分	配備基準	配置人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①__市域で震度4を記録したとき ② <u>「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、調査を開始したとする情報</u> が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	総務課(<u>情報広報課、道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課において連絡調整を行う人員は連絡を受けられる態勢</u>)	
警戒体制(第1)	①__市域で震度5弱を記録したとき ② <u>「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき</u> ③ その他、市長が必要と認めたとき	総務課、情報広報課、道路及び施設管理担当課 <u>並びに避難所開設運営の担当課の人員</u> (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制(第2)	①__市域で震度5強を記録したとき ②__その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	全課の管理職を配備(必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	災害警戒本部を設置 <u>必要に応じて災害対策本部を設置</u>
非常体制	①__震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ②__その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	全職員を配備	災害対策本部を設置

指定避難所の修正

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	338
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	621	310
<u>3</u>	<u>新治児童館</u>	<u>西野寺 51-1</u>	<u>0299-22-2125</u>	<u>187</u>	<u>93</u>
<u>4</u>	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	1,200	600
<u>5</u>	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	407	203
<u>6</u>	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	609	304
<u>7</u>	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	<u>1,030</u>	<u>515</u>
<u>8</u>	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	717	358
<u>9</u>	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	672	336
<u>10</u>	旧下大津小学校	加茂 4469	—	401	200
<u>11</u>	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	529	264
<u>12</u>	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1,430	715
<u>13</u>	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	405	202
<u>14</u>	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	408	204
<u>15</u>	<u>歴史博物館収蔵施設</u>	安食 2235	—	408	204
<u>16</u>	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-897-1213	<u>1,278</u>	<u>639</u>
<u>17</u>	旧志士庫小学校	宍倉 1594	—	406	203
<u>18</u>	<u>かすみがうらウエルネスプラザ</u>	宍倉 5462	<u>029-897-1155</u>	<u>1,030</u>	<u>515</u>
<u>19</u>	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	1,015	507
<u>20</u>	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1,100	550
<u>21</u>	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	264	132
<u>22</u>	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	530	265
<u>23</u>	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
<u>24</u>	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
<u>25</u>	<u>働く女性の家</u>	<u>稲吉 3-15-67</u>	<u>029-831-2234</u>	<u>492</u>	<u>246</u>
計		<u>25</u> 施設		<u>17,309</u>	<u>8,649</u>

福祉避難所の追加

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力（人）
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	137
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	宍倉 5696-3	029-833-0298	20
<u>3</u>	<u>社会福祉法人 霞会 特別養護老人ホーム ふるさと</u>	<u>新治 1811-6</u>	<u>0299-59-7778</u>	<u>24</u>
計		<u>3</u> 施設		<u>181</u>